

# 公益財団法人岩手県南技術研究センター職員の定年に関する規程

令和4年7月1日

規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センターの職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。